

○総務省告示第百六十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第十一项及び第十三项の規定に基づき、総務大臣が定める額を次のように変更し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成三十年総務省告示第百三十四号（地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三项の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成三十年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>
<p>平成三十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十九年総務省告示第百十四号（地方公務員災害補償</p>	<p>三、九二〇円</p>	<p>三、九三〇円</p>

<p>法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十九年告示」という。）</p>	<p>平成二十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十八年総務省告示第三百三十四号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十八年告示」という。）</p>		<p>三、九三〇円</p>
<p>平成二十八年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十七年総務省告示第三百三十二号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「</p>			<p>三、九五〇円</p>

<p>平成二十七年告示」という。）</p>		
<p>平成二十七年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十六年総務省告示第四百十一号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十六年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>
<p>平成二十六年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十五年総務省告示第五百五十九号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十五年告示」という。）</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>
<p>平成二十五年告示の規定によりなお従前の例によるもの</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>

<p>とされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十四年総務省告示第百三十三号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十四年告示」という。）</p>		
<p>平成二十四年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十三年総務省告示第百三十三号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十三年告示」という。）</p>	<p>三、九四〇円</p>	<p>三、九六〇円</p>
<p>平成二十三年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る</p>	<p>四千三十円</p>	<p>四千五十円</p>

<p>平成二十二年総務省告示第四百四十五号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十二年告示」という。）</p>		
<p>平成二十二年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十一年総務省告示第二百三十三号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十一年告示」という。）</p>	<p>四、〇六〇円</p>	<p>四、〇八〇円</p>
<p>平成二十一年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成二十年総務省告示第二百三号（地方公務員災害補償</p>	<p>四、〇九〇円</p>	<p>四、一一〇円</p>

<p>法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十年告示」という。）</p>		
<p>平成二十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成十九年総務省告示第二百六号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成十九年告示」という。）</p>	<p>四、一〇〇円</p>	<p>四、一二〇円</p>
<p>平成十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額に係る平成十八年総務省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件）</p>	<p>四、〇七〇円</p>	<p>四、〇九〇円</p>